

・週休日に引率業務を命じられた場合の服務・給与の取扱い

週休日に命令する業務内容等		服 務 上 の 整 理			給与上の整理						出勤簿の整理			
					新たに勤務を命ぜられた日			週休日等とされた日						
従事する業務内容	従事時間	勤務時間 (週休日の振替等)	週休日の振替又は4時間の勤務時間の割り振り変更	週休日の振替・4時間の勤務時間の割り振り変更簿(様式I)	従事時間	教員特殊業務手当		主任手当(該当者)		従事した場合		新たに勤務を命ぜられた日	週休日等とされた日	
						手当支給	実績簿	手当支給	実績簿	従事時間	手当支給			
対外運動競技等の児童・生徒の引率業務指導	7時間45分 (休憩時間45分を除く)	7時間45分 (週休日の振替)	(原則) ○該当週休日の属する週 (例外) ○当該週休日の4週間前から8週間後まで	○振替・変更年月日は、振替を命じた年月日を記入すること。(新たに勤務を命ぜられた日後にはならないこと) ○勤務時間は、勤務時間規程第6条に規定する勤務時間を記入すること ただし、勤務時間取扱要領第2の6の(6)及び同(7)により、正規の勤務時間と異なる勤務時間帯に割り振ることも可	「泊なし」	×			○(200円)	第2号様式(その3)	7時間30分以上、3号業務に従事	○ (5,100円)	○出張した場合「出」	週休
	※自校会場を含む 4時間	4時間 (4時間の勤務時間の割り振り変更)	(公務運営上の必要により) ○直近の長期休業期間を含む18週間後まで		「泊なし」	×			○(200円)	第2号様式(その3)	7時間30分以上、3号業務に従事	○ (5,100円)	○登庁した場合「押印」	週休 4:00
				※週休日の振替を行う場合は、振替簿の「休憩時間」についても必ず記入すること									※「週休日等とされた日」の再振替は不可 ※「週休日等とされた日」に、2時間以上活動指導業務に従事した場合は、4号業務手当を支給	

※ 平成15年3月31日付15教総第290号通知「福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部改正等について」及び平成16年3月25日付15教総第1270号通知「職員の勤務時間の適正な管理及び服務の適正化について」を参考とすること。

※ 表中「新たに勤務を命ぜられた日」とは、週休日において特に勤務を命ぜられた場合で、当該週休日(勤務日となった日)に7時間45分又は4時間勤務となった日をいう。

※ 表中「週休日等とされた日」とは、週休日の振替等に伴い、週休日又は3時間45分の勤務時間が割り振られた日(4時間の勤務時間を減ぜられた日)をいう。